

税のお知らせ

12月の納税等

- 固定資産税／第3期
- 国民健康保険税／第6期
- 後期高齢者医療保険料／第6期
- 保育料／12月分
- 納期限／12月27日(火)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

土地・家屋の異動届けをお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。本年中に土地の現況地目が変わったり、家屋が取り壊された場合には**早急に届け出をお願いします**。届け出がないと、変更となっていないことや取り壊されていることがわからず、翌年度以降も変更・滅失前のままで課税されることがありますので、ご注意ください。

登記のある家屋の所有者変更や取り壊し

- ◎土地の所有者変更や分筆等した場合
移転登記をしてください。
- ◎登記をしている家屋の所有者変更

更や取り壊しをした場合
移転または滅失登記をしてください。

◎法人登記の所在地を変更した場合

法人登記を変更しても、固定資産税の送付先は変更されませんので、不動産登記の所在地も変更してください。

●問合せ先

津島法務局
☎2612423

●登記をしていない家屋の所有者変更や取り壊し

◎所有者を変更した場合
「未登記家屋所有者変更申請書」を提出してください。

■必要書類

- ①未登記家屋所有者変更申請書
(税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて入手できます。)
- ②売買契約書または遺産分割協議書の写し
- ③関係者全員の印鑑証明書の写し

◎取り壊しをした場合

「建物滅失届」を提出してください。
■必要書類

- ①建物滅失届(税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて様式を入手)

手できます。)

- ②建物取り壊しの契約書の写し
- ③解体業者の取り壊し証明書
- ④建物が存在したことが分かる写真および建物が滅失したことが分かる写真

●問合せ先

総務部税務課

車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について

電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します！

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場(指定自動車整備工場)が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせ

するため、「電子車検証特設サイト」を開設しました。

①「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としています。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入力できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

②「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

●電子車検証について
令和5年1月から交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照および車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法等を掲載

●記録等事務代行サービスについて
サービスについての説明やサー



ピスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

③「電子車検証特設サイト」のURL・二次元コードは「ちから」(パソコン・スマホ共通)

https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/



○電子車検証の対象

・令和5年1月以降に運輸支局および検査登録事務所が発行される、登録自動車・小型二輪の車検証が電子車検証の対象になります。(軽二輪の軽自動車届出済証は対象外です。)

・令和6年1月以降に軽自動車検査協会が発行される、軽自動車の車検証が電子車検証の対象になります。

※登録識別情報等通知書(一時抹消)等、自動車検査証返納証明書は電子車検証の対象外です。

●問合せ先

中部運輸局愛知運輸支局 登録担当
☎050-5540-2046
国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000133.html

年末の交通安全 県民運動を実施します

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。また、忘年会などから飲酒の機会も増えることから、飲酒運転による事故も懸念されます。さらに、この時期は一年を通じて日没時刻が最も早く、夕暮れ時と仕事や学校からの帰宅時間帯とが重なるため、交通事故の増加が心配されます。

運動重点に沿った年末の交通安全県民運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止に努めましょう。

●期間

12月1日(木)～10日(土)

●運動重点

- ・夕暮れ時と夜間の事故防止および歩行者の安全確保
- ・運転者の安全運転意識の向上および飲酒運転等の根絶
- ・自転車の交通ルール遵守の徹底

●問合せ先

愛知県防災安全局県民安全課
☎052-954-6177
(ダイヤルイン)

FAX 052-954-6910

愛知県特定最低賃金 (2業種)改定 令和4年12月16日発効

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、12月16日(金)から2業種の特定最低賃金額が改定されます。

(参考：愛知県の最低賃金は10月1日より986円です。)
発効日 12月16日(金)

特定最低賃金名	最低賃金額 (1時間)
鉄 鋼 業	1,018円
輸送用機械器具製造業	997円

●問合せ先

津島労働基準監督署
☎26-4185

第3回とびしマルシェ出店者募集

飛鳥村観光交流協会では、次のとおり第3回とびしマルシェの開催を計画しています。

飛鳥村の地産品を使った出店をしてくださる方、飛鳥村だからこそできるワークショップや体験を企画してくださる方、その他、飛鳥村の賑わいの創造に協力してくださる方を募集します。

●開催日時(予定)

令和5年3月19日(日)
午前10時～午後2時

●開催場所

飛鳥村役場 特設会場

●出店料

1,000円(協会会員等は無料)

●出店可能なジャンル

フード、生鮮品(野菜、果物等)、植物、衣類、雑貨、ワークショップ、その他

●申込期限

令和5年1月13日(金)
午後5時(必着)

●その他

申込希望の方は募集要項等を送りますので次の問合せ先までご連絡ください。

●問合せ先

飛鳥村観光交流協会事務局
(総務部企画課)